

協議第 2 5 号関係

説 明 資 料

先進事例

篠山市

- 1 納税奨励金及び町税取扱報奨金等については、合併時に廃止するものとする。
- 2 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。
 - (1) 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
 - (2) 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

東かがわ市

- 1 納税貯蓄組合への補助金については、納税貯蓄組合法に基づくものとする。
- 2 納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（第1期の納期の末日に納付があったものとみなして計算した月数（1月未満の端数がある場合は、14日以下は切り捨て、15日以上は1月））を乗じて得た額とする。ただし、第1期の納期前に、第1期分とあわせて第2期から第4期分を全て納付した場合のみ、報奨金を交付する。
（第2期 前納税額の1%、第3期 前納税額の3%、第4期 前納税額の6%）
- 3 報奨金の額が100円未満の場合は交付しない。また、100円に満たない端数を生じた場合は、切り捨てる。
- 4 第1期の納付内に、第1期分とあわせて第2期から第4期分を全て納付した場合のみ、報奨金を交付する。

あさぎり町

- (1) 個人町村民税及び固定資産税にかかる納期前納付報奨金については、次のとおり取扱うものとする。
 - ア．月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
 - イ．端数金額又は交付金額については、上村、岡原村の例による。
- (2) 納税奨励金及び納税貯蓄組合報奨条例等については、合併時に廃止する。